

## 学生納付特例制度について

### ● 学生の皆さん！届ければ「もしも」のときも安心です。

学生の方は一般的に所得が少ないため、学生本人の所得が一定額以下の場合に、在学期間中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

学生納付特例の承認を受けると、その期間中の障害や死亡といった不慮の事態には、一定の要件を満たせば、障害基礎年金や遺族基礎年金（対象者がいる場合）支給されます。

### ● 対象となる学生は

大学（大学院）、短大、高等専門学校、高等学校、専修学校、各種学校等※に在学する20歳以上の学生等（夜間・定時制、通信制課程を含む。）であって、学生本人の前年の所得が141万円以下の方です。

- ◇学生納付特例の申請手続きは、市町村の国民年金担当窓口となります。
- ◇学生納付特例の承認には前年の所得を確認する必要があるため、毎年申請が必要です。
- ◇学生納付特例の承認期間は、4月から翌年3月までです。
- ◇学生納付特例期間の保険料は、10年以内であれば追納でき、追納された場合は保険料納付済期間となり年金額に反映されます。
- ◇これから20歳を迎える学生の方は、国民年金の加入と同時に手続きをしましょう。



※各種学校等のうち「学生納付特例制度」の対象校が平成17年4月1日から見直しにより、拡大します。学校教育法第83条第1項に規定する各種学校で修業年限が1年以上の課程のものも対象となり、また、国内に所在する海外大学の日本校のうち文部科学大臣が個別に指定したものも対象校となります。

詳しく述べは、住所地の市町村の国民年金担当窓口か社会保険事務所までお問い合わせください。



お電話での  
ご相談は  
こちらまで

### 「岡山年金電話相談センター」を開設しました。

☎(086) 214-5030

【電話相談受付時間】■午前8時30分～午後5時（土・日・祝日を除く）

- お電話でご相談のとき、お手元にご用意していただくもの  
(年金受給者の方) 受けている年金の「年金証書」、配偶者の「年金手帳」または「年金証書」  
(被保険者の方) 「年金手帳」、配偶者の「年金手帳」または、「年金証書」

※ご相談の内容によっては、一部お答えできない場合もあります。

障害年金や国民年金保険料のご相談はお近くの社会保険事務所へお問い合わせください。